

梶田稔議員の一般質問・答弁・再質問

【註】12月4日の武豊町議会において、梶田稔議員が行った町政に関する一般質問・町当局の答弁などを紹介します。録音テープから起こした会議録です。(文責：梶田 稔)

私は、先に議長宛に提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第1の質問は、新型インフルエンザ・予防ワクチン接種への補助の拡充を求める問題等についてであります。

私ども日本共産党議員団は、10月28日付けで190項目余にわたる「予算編成にあたっての要望書」を町長宛に提出しましたが、重点項目の第1に、「新型インフルエンザが急速に蔓延しています。予防ワクチン接種など万全を期するため、積極的に公費助成をしてください。併発リスクを予防するために、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種を推進し、公費助成をしてください。」と掲げました。

厚生労働省は、一昨日、新型インフルエンザに感染して入院した累計患者が、調査を始めた7月下旬から今月1日までに1万487人が入院し、そのうち14歳以下が8929人で85%を占めたと発表しました。依然として感染の広がりが衰えを見せていないことを示しています。

11月16日から、ようやく新型インフルエンザ予防ワクチンの接種が始まりました。愛知県等も一定の補助を発表し、東海市・半田市などにおいては、上乗せ補助を発表しています。

予防ワクチン接種によって重症化を防ぐことができれば、住民の健康・生命を守るだけでなく、ひいては医療費の削減にもつながり、財政的負担も軽減されることは明らかであります。

11月27日、WHOは新型インフルエンザの感染状況を発表しましたが、死亡者は、全体で新たに1056人増えて7826人となり、前の週から300人増えて前週比85%増となった。また、8カ国で変異ウィルスが認められ、それによる死亡者が2人確認されたとも報じられています。

また、国立感染症研究所は、11月27日、7月上旬以降、累計の患者数は約1075万人(推計)となり、1医療機関あたりの受診者数は、愛知県は54.17人で全国平均38.89人を上回っており、「警報レベル」とされる30人を大きく上回っていると報じられています。

これらのデータは、手洗い・うがいなどの励行とともに、予防ワクチンの接種を急ぐ必要があることを物語っています。

そこでお尋ねしますが、予防ワクチンの調達が滞っているとも言われていますが、町内の実情はどのようになっていますか。

次に、予防ワクチン接種の医療機関のリストが回覧されましたが、その中に若干の医療機関が記載されていません。文字通り、全医療機関での実施はできないのでしょうか。一部の医療機関で、なぜ予防ワクチン接種ができないのか、その理由は何ですか。

特別養護老人ホームなど、予防ワクチン接種対象者が多い施設等での接種は、どのように対応していますか。

昨日、日本保育士協会は、幼児等への優先接種の必要性を認めつつも、幼児を保育する保育士が感染しては十分な保育が保障されないとして、保育士へのワクチン接種も優先的に実施するよう求める見解を発表したと報じられていますが、保育士への優先接種について、併せて見解を伺いたい。

回覧されたチラシには、「接種費用の免除対象者は、優先接種対象者のうち「生活保護世帯の方」及び「町民税非課税世帯の方」と記載されていますが、優先接種対象者全員を対象にされたい。また、一般の住民で接種を希望する方には、同様に助成すべきだと考えますが、見解を伺いたい。

最後に、新型インフルエンザと併発した場合に重篤化するリスクが大きいと言われる細菌性髄膜炎は、ワクチン接種によって予防することが可能とされています。

新型インフルエンザ予防ワクチンとともに、ヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンへの補助を併せて実施するよう求めるものですが、見解を伺いたい。

第2の質問は、農地を保全し、農家の生活と環境を守る施策の推進を求める問題についてであります。

過日、町内の産廃中間処理業者が、中間処理済み産廃を隣町の農地に不法に投棄して検挙され、家宅捜索を受ける事件が報じられました。

このように、「農地改良」「土壌改良」を名目として、農地へ産廃を不法に投棄する事例が各地で発生していますが、町内の実態はどうなっていますか。

また、農地転用や一時転用など、農業委員会における審議の実態・事例はどうなっていますか。

農地のかさ上げが各地で見られます。野放図なかさ上げは、水の自然流下を妨げ、湛水能力を弱めて、集中豪雨の際、住宅浸水など防災上の問題を惹起する事態を招きかねません。防災上の観点からも、農地のかさ上げに当たっては、適切に施工されるよう指導すべきだと考えますが見解を伺いたい。

次に、農地法の「農地改良の取扱指針」に準じて、土砂等による埋め立て等による土壌汚染および災害防止・環境保全を目的とする条例を制定するよう求めるものですが、見解を伺いたい。

第3の質問は、公契約条例の制定を求める問題についてであります。

本町においても、入札制度の改善が図られてきましたが、低入札価格の問題によって、下請事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、全国的にも労働者の賃金の低下を招く状況になってきています。

9月議会においても、財務規則ぎりぎりの予定価格の60%で落札する事態が現実化しました。公共事業に於いて、「安かろう悪かろう」では、決して真の意味での節約とはならず、

より大きな無駄遣いになりかねませんし、官製ワーキングプアとも言われる労働者の低賃金を招来することにもなりかねません。

このような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献しなければなりません。

今年9月29日、千葉県野田市議会で、全国初の「公契約条例」が可決され、来年度発注分から適用されることになりました。

野田市公契約条例の第一条目的では、「この条約は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。」と定められています。

野田市の根本市長は、条例の提案にあたって、「提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となり、さらに低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請け業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招いている。」「国に（公契約法の制定を）働きかける先駆的、実験的な条例と考えている。」と述べています。

デフレ経済のもとで、受注競争が激しく公正な取引の最低ルールさえ無視され、指し値の蔓延で賃金が切り下げられ生活危機が深刻化しています。生活するための労働条件を市場任せにするのではなく、労働者の最低限の生活を支える労働条件の確保が必要であります。

以上の観点から、武豊町が発注する公共工事等の公契約に係る業務の質の確保および公契約の社会的な価値の向上を図るために、「武豊町公契約条例」の制定を求めるものですが、見解を伺いたい。

以上で、登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては、自席より再質問いたします。

梶田稔議員の質問に対する町当局の答弁

初山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、大きく、新型インフルエンザ予防ワクチン接種への補助の拡充についてなど、3点にわたりご質問をいただきました。

私からは、大項目2点目の4番目の農地の埋め立て等による土壌汚染及び災害防止、環境保全を目的とする条例の制定につきまして、ご答弁をさせていただきます。

現在、農地改良につきましては、農地改良届出書を関係各課へ回覧し、関係所管での指摘事項を確認するとともに、ご指摘のありました農地改良の取扱指針をもとに対応をしているところであります。

また、農地改良で改良土を使う場合は、取扱指針に基づき改良土の土質試験結果や計量証明書を添付をしていただくとともに、農地改良の途中、そして改良後に現地の確認も行っております。

さらに、不法投棄の防止策として、来年1月から、国の経済危機対策に伴う県からの補助

金を受けまして、臨時職員を4人雇用し、2人体制で1日6時間週5回ほど町内パトロールの実施を予定をいたしております。

ご指摘の条例制定につきましては、現在、郡の町村会が県の町村会を通じまして、愛知県に土壤汚染を防止する条例の制定や、取り締まり強化などを要望しております。

当町といたしましては、県の動向や他市町の状況を見ながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

小坂延夫厚生部長答弁：続きまして、大項目1番目、新型インフルエンザ予防ワクチン接種への補助の拡充の関係でございます。

小項目1、町内のワクチン調達の実情はということでございます。

愛知県新型インフルエンザ対策室によりますと、接種希望者が10人未満の医療機関には希望人数をそのままワクチンであります。が割り当てをし、10人以上50人以下の医療機関は一律10人分、51人以上の医療機関には希望数の20%を原則として、それぞれ割り当てるルールを設定したとの説明がございました。

しかし、現場の医療機関には、希望数のワクチンが届かず、予約を開始できるかどうか判断できない状況もあるようであります。従いまして、仮予約をされて本人さんにはワクチンが入らない場合にはお断りをしますよという条件で対応しているのも実態のようでございます。

さらに、ワクチンの調達事情が混乱している要因といたしましては、厚生労働省と国の度重なるスケジュールの変更とか、あるいはワクチンの容量の問題、ご承知かと思いますが、挙げられます。

続きまして、小項目の2番目、全医療機関で実施はいかがかということでございますが、予防ワクチン接種を受託する医療機関は、国と委託契約をする条件の中で、総ての優先接種対象者等に対し、接種を行うことを求められているわけではないようであります。

各医療機関が、優先接種対象者等の範囲を、各医療機関自ら選択することができるということのようでございます。受託医療機関は、接種する対象者の範囲によって4つに分類されるということでございまして、1番目、医療従事者を対象とする。2番目、医療従事者と自院、自分のお医者さんでございまして、に入院する者を対象とする。3番目といたしまして、先ほどの医療従事者、自院に入院する者に加えまして、自院に通院をする者。4番目といたしまして、先ほど来申し上げました3番目の対象者プラス外来者を対象とする、ということだそうであります。

町内医療機関の内訳でございますが、まず最後に申し上げました4番目の医療機関は、すでに公表されておる10施設でございます。次に、3番目の外来者の受け入れが不可能な医療機関、3施設有りまして、これは公表されていない医療機関でございます。次に、1番目の医療従事者を対象としている医療機関が1施設ございまして、公表はされておられません。2番目の、医療従事者とご自分の病院に入院する者のみを対象とする医療機関は、該当がご

ざいません。

最後に、外科、内科、小児科以外の3医療機関でございますが、接種の適否について郡医師会から意見を求められ、実施しないとの判断をされたと思われます。

続きまして、小項目の3、特別養護老人ホーム等での接種はどのように対応しているかということでございますが、それと保育士の優先接種がございますが、受託医療機関が受託医療機関以外の場合で予防接種をする場合は、予め国が示しましたワクチン接種実施要領に基づきまして、実施計画を策定することが必要であるとのことでございます。

新型インフルエンザワクチン接種について、特別養護老人ホームと介護老人保健施設にお聞きをいたしましたところ、接種場所は施設内を予定しているとのことでありました。

また、接種方法につきましては、施設での対応はこれからであるということでございます。

今後、特別養護老人ホームにおきましては、ワクチンの入荷状況に応じて検討するというご回答をいただいております。

介護老人保健施設では、優先接種対象者及び接種日について計画策定をする予定とのことでございます。

また、保育士の優先接種につきましては、町単独での対応は難しいのかなというふうにご考えてございます。

続きまして、小項目の4番目でございますが、優先接種対象者全員に軽減措置をとということでございますが、今回のワクチン接種につきましては、本年10月28日に本町の新型インフルエンザ対策本部員会議を開催させていただきまして、新型インフルエンザワクチン接種を受けた方のうち、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の優先接種者には、生活支援を図る観点から費用負担をいただかないよう、公費での措置を講ずることといたしました。

これにつきましては、11月27日の臨時議会での議案説明で承認されたとおりでございます。

今回は、国を挙げての臨時・応急的な施策でありまして、平成22年、来年の3月末までの措置と聞いております。さらに来年度以降、新型インフルエンザが法律に基づく予防接種、いわゆる定期接種となるかどうか、現段階では不透明であります。

また、公費補助の季節性インフルエンザとのバランスが難しいこと、あるいは郡医師会等との事前協議に時間を要すること、また、こうしたことを考えますと、優先接種対象者全員に軽減措置を採ることは難しいと判断をさせていただきました。

続きまして、小項目の5番目、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種に補助をとということでございます。

肺炎球菌ワクチンやヒブワクチンの接種は、現在、任意接種となっておりまして、肺炎球菌ワクチンは1回の接種で8000円程度、ヒブワクチンは合計4回の接種が必要で、計3万円程度の費用が必要と言われております。

肺炎球菌ワクチンの接種は、細菌性の肺炎感染の予防効果も高く、治療において抗生物質も効きやすいこと等から、その効果が認められてきているところでございます。

また、特に子どものヒブワクチン接種は、昨年12月に認められたということでございますが、国内の細菌性髄膜炎の7割はヒブ菌によるというふうと言われておりまして、細菌性

髄膜炎の予防には、ヒブワクチンの接種が効果的だと言われております。

一方で、いわゆる副作用と申しますか、副反応の問題等も挙がっているようでありまして、現在は任意の予防接種にとどまっているのが現状であります。

被接種者と接種医、お医者さんとの相談で、実施される仕組みになってございまして、行政が推奨しているものではございません。

また、市町村が接種費用の補助を仮に導入いたしましても、現在のところ、ワクチンの供給量が非常に少ないというふうに言ってございます。また、診療体制の確保ができないというような状況でございます。そして、希望者が増えてまいりますとか殺到すれば、現場の医療機関も大混乱するということも予想をされます。

本町での公費助成につきましては、これらを勘案し、また副反応等、医学的な部分の研究や問題点、費用の観点、国や他の自治体の今後の動向等も見守りつつ、補助のあり方等につきまして、研究をさせていただきたいというふう考えております。

以上であります。

森田英則産業建設部次長答弁：大項目2点目、農地の保全、農家の生活と環境を守る施策についての1点目、農地への産業廃棄物投棄の実態についてであります。

農地への産業廃棄物投棄につきましては、これまで平成18年に1件ありました。届出もなく、農地を改良しておりましたので、本人へ届出書の提出を求めた事案であります。この時の搬入材が、他の場所で問題になっておりましたので、農業委員会からは本人に届出の提出を求めるとともに、愛知県環境保全課に連絡を取りました。

その後、県環境保全課により、搬入材が産業廃棄物として認定されまして、そして、撤去命令がなされて、搬入業者により全量撤去されております。

次に、2点目の農地転用、一時転用などの農業委員会の審議実態についてであります。

農地転用は、農地を農地以外の用途に変更する行為であり、一時転用は農地を一定期間、これは3年以内であります。農地以外の目的に利用し、利用終了後は農地に復旧する行為であります。

いずれも転用という行為を伴いますが、農地に復旧するかしないかという違いがありまして、その審議内容も若干異なります。

農地転用の場合は、その農地が転用可能な農地であるかどうかの判断が必要になります。その判断基準は、愛知県が作成している事務処理の手引きで定められてありまして、転用可能と思われる農地について相談された場合、農業委員会事務局が転用する農地の場所や理由、内容などを聞き取りまして、許可権者である愛知県に事前相談いたします。その後、許可見込みがあれば申請を受け、農業委員会の審議に諮ります。

農業委員会では、事前に申請書類をもとに当該地域を担当する農業委員さんや転用後の利用目的やその理由、雨水等の排水対策、近隣農地への影響などを申請者から聞き取るとともに現地を確認いたします。その上で、毎月開催される農業委員会総会に諮ります。

一時転用の場合は、農地転用と同様に県に事前相談をした後、農業委員会に諮りますが、農業委員会では事前に申請書類をもとに一時転用の目的、期間や掘削・造成が伴う場合は、

車輛の通行や当該地の安全対策、埋め戻しの内容、雨水排水対策など、担当委員さんが直接申請者から聞き取るとともに、現地を確認して農業委員会総会に諮っております。

続きまして3点目、農地のかさ上げについてであります。

農地のかさ上げをする場合には、事前に農業委員会へ農地改良届とともに添付書類として農地改良の平面図、断面図などを提出していただきます。

農業委員会は、農地改良の届出を受けた場合には、申請書類をもとに担当農業委員が現地を確認し、申請者から農地改良の必要な理由や改良の内容等を聞き取り、申請内容について審議しております。

また、改良の内容について疑義があれば、その都度、申請者に内容の変更を求めるなどの協議をしております。

ご指摘の農地のかさ上げにつきましても、周辺土地の形状や進入路、排水などとの関係で申請者の営農に支障のない範囲内で、必要以上にかさ上げすることのないよう指導をしております。

大岩一政総務部長答弁：大項目の3、武豊町公契約条例の制定についてであります。

まず、結論から申し上げますと、現時点では条例制定は考えておりません。この問題に關しまして、武豊町議会は、昨年12月定例会で国に対して公契約に関する基本法の制定を求める意見書を可決し、時の政府および関係先に提出されました。

また、この前後には他の多くの自治体も同様の意見書を提出をしております。しかし、国の法制化がなかなか進まないため、本年9月に千葉県野田市が先鞭をつけるべく、全国で初めて条例の制定に踏み切ったと聞いております。

この条例の骨子は、先ほど、質問者からご紹介ありましたように、公共工事等の受注競争の激化による低価格入札のしわ寄せが、労働者の賃金など労働条件の悪化することを防ごうとするもので、契約者に対して市長が定める賃金以上の支払いを課すことになっております。

野田市の条例制定につきましては、労働界などから高く評価をされる一方で、その違法性と国の労働政策との整合に係る問題があるという指摘もされております。

そもそも労働者の賃金、就業時間など、勤務条件に関する基準は、憲法第27条第2項において法令でこれを定めるとされておまして、労働基準法や最低賃金法でそれらを規定をしているところでございます。

一方、地方自治法では、その第14条第1項において、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるものと定めております。

そこで、野田市のように、事実上、法定の最低賃金を上回る支払い義務規定を条例で謳えるか否か、議論の焦点になると思います。

この点に關しましては、本年の通常国会で論議がされております。民主党議員の質問主意書に対する政府見解ということで、これはすなわち内閣法制局の見解になると思われませんが、その結論は、地方自治法第14条第1項の規定に違反をするというものであります。

こうしたことから、労働者の労働条件に関する規制につきましては、当町の議会から昨年

提出されました意見書のとおり、基本的に国の政策として実施をされるべきものであり、法の制定によるべきものと思われま。

なお、現政権与党は、以前からこの問題に取り組んできておりますので、今後、国政において何らかのアクションが出てくるのではないかなあと考えております。

町といたしましては、当面はそうした動向を見守ってまいりたいと考えております。以上であります。

町当局の答弁に対する再質問・答弁

梶田稔議員質問：若干の点を再質問したいと思います。

まず、第1点目の予防接種の関係ですが、直近の新型インフルエンザの罹患実態について、把握しているデータをご紹介ください。

小坂延夫厚生部長答弁：私ども、厚生部の関係は保育所という形でしかちょっと把握してはしてないもんですから、それでよろしいでしょうか。町全体となると、ちょっと私どもとしては全体の数字をいまつかんでございません。よろしいでしょうか。

それでは順次、まず、保育所の関係でございます。11月の20日現在の状況でございます。罹患患者数はですね、合計で在籍が1387人でございますが、全保育園、あおぞら園も含めませんが、241人で、発症率といたしましては17%ということでございます。ほとんど新型インフルエンザだという理解での数字でございます。

関係者は、多分、簡易検査とインフルエンザという検査はしておると思いますが、いまは全部新型であろうということで、この数字になってございます。

各務正巳教育部長答弁：学校の関係であります。生徒数、小中学校合わせて約4000人、その内、本日時点で約1500を超えた位の人数で、人数までは判りませんが1500人くらいということをご理解いただきたいと思います。

梶田稔議員質問：それから、集団接種のことでお尋ねしておきたいんですが、先ほど答弁がありましたように、10人以下とか10人から50人とか、51人を超える場合とか、ワクチンの調達状況、滞っている実態が報告されましたけれども、小規模な医療機関の場合に、その荷姿との関係、ワクチンの容量ですね、荷姿との関係でなかなか対応が困難だという話も聞きます。

ワクチンは、カプセルを開封しますと24時間の有効時間しかないということで、少人数の接種の場合には、一旦開封しますと残りの分が使いなくなるということから、医療機関では躊躇があるんじゃないかというふうに思われるんですが、そういったことを改善するためにも、集団接種ということで特養・保育士というような例をお尋ねしたわけですが、併せて小中学校等での集団接種をどのようにお考えですか。計画があれば、ご報告下さい。

小坂延夫厚生部長答弁：いま、小中学校というお話でございますが、全般的な基本的な考え方として、ご答弁をさせていただきます。

私ども、当然ですが、接種をされるのはお医者さんでございます。先ほど来、ご披露させていただきますように、いわゆるフルフルでどなたもできるというのは10医療機関でございます。

そうした中で、私ども郡医師会等あるいは担当も含めてでございますが、今回の新型インフルエンザにつきましては、集団接種を行わないというようなことで、現在、集団接種を行っていないという状況でございます。

今朝の新聞によりますと、半田市さんが一部集団接種されるという情報がありましたが、ちょっと新聞だけです。細かいことは判りませんが、どうも半田市さんの場合は、当然、医師会は独立した市の医師会でございますので、そのあたりも含めていろんなことを考えられてご判断されたのかなあと、これは推測ですけれども、私どもは先ほど来申し上げておりますように、いわゆる保育園児あるいは小中学校につきましても、郡の医師会等のご判断の段階で、今回については集団接種を行わないというような情報を得てございます。

以上です。

梶田稔議員質問：いや、私が質問する、一般的な質疑の場合、やってないからやってはいかがですかという提起をしているんですよ。やっていないことなんかは百も承知しているわけですから、答弁していただかなくても結構なんです。

いま紹介しましたように、容器そのものが、普通の通常の容器で100人分ですか、少ない小さい容器で18人分ですか、10人分ですか。小さな医療機関で、100人分の容器のワクチンを手に入れても、数人とか数十人では残りの分がみんなムダになるわけでしょう。これは、国保の担当者なども含めて相談してみてくださいよ。そのムダになったワクチンは、医療費に積算されるわけですよ。100人分のワクチンを買って、50人しか使わなかった。50人分はムダになったというなら、100人分の医療費を用意しなきゃいけません。ですからね、集団で接種対象者がいる小学校、中学校などを50人、100人、200人と日にちを決めて集団接種をすれば、そういうムダが省けるわけです。接種のムダが省けるといことは、医療費の節減につながるわけですね。

そういうことを、なぜ検討しないのかということで、ぜひ、検討してほしいという提案をしているわけで、現在、集団接種の予定がないということは百も承知です。その上で、検討したらどうですか。

小坂延夫厚生部長答弁：議員ご指摘のことは、私どもも、全国的なことも含めまして、問題として提起されておるのを承知しておりますが、先ほど来、ご答弁させていただきましたように、現段階では医師会等々の関係もありまして、こういう状況でございますので、いまご提案いただいた内容も含めまして確認をさせていただきますが、現状ではなかなか難しいというふうに私どもとしては判断をいたしております。

梶田稔議員質問：これは、町長以下、当事者の政治姿勢、行政に携わる者の住民に対する姿勢に関わる問題で重視しているんですが、いまの事態の認識、私、冒頭の質問の中でも指摘したように、感染の蔓延状況は決して治まっていないし、場合によっては健康・命に関わる重要な問題をはらんでいると。幸いにして町内では、まだ僕は寡聞にして承知してないんですが、死亡者が発生していないというふうに思っているんですけども、場合によってはそういうことになりかねないという警告がされておりますね。

しかも、手順がずーと丁寧に示されているわけで、それを率先垂範の構えで健康第一、町長はかねがね安全・安心な町づくりとってきているわけですから、こういうときにこそ、その範を示す絶好の機会ですよ。武豊町長、初山町長、なかなかやってるじゃないかという姿を、ぜひ、示してほしいと思うんですね。

それで併せて、立ったついでに質問しておきますけれども、保育士への接種については、町単では考えていないという厚生部長が答弁をされましたけれども、その意味が私にはよく飲み込めないんですが、町単では考えていないというのは、何ですか。物理的な体制の意味なんですか、財政的な意味なんですか、ちょっと、その町単では困難だという意味をちょっと解説して下さい。併せて、解説して下さい。

小坂延夫厚生部長答弁：優先接種の対象者に町単独とするのは難しい、という意味合いでご答弁させていただきました。それにつきましては、当然ですが、国・県等の指導もあるわけございまして、私ども単独で、現在、保育士のみを優先接種者の対象者に入れることは難しいであろうというふうな意味合いで答弁をさせていただきました。

以上であります。

初山芳輝町長答弁：インフルエンザの集団接種をとということであります。先ほどの部長の答弁が私の答弁ということでご理解いただきたいと思いますし、先ほど部長が申しあげましたように、医師会の方に一度確認をさせていただきたいと思っておりますし、また、半田市が実施をしたということですね、こうしたことも、どうした判断のもとでされたかというあたりをですね、こういったことも確認をし、また調整をしてみたいなというふうに思います。

梶田稔議員質問：集団接種のことで、もう一度、念を押しておきたいんですが、保健センターでは、私も機会があれば受けているわけですが、集団的に検診を行ったり、予防接種を行ったり、いろんな医療業務が、医師会あるいは医療機関の協力のもとで実施されておりますね。

ですから、医師会との懇談会も適時行われていると思うんですが、医師会からもそういったいろんな論議が懇談会の中ではご意見の披瀝があるんだろうと思うんですけども、先ほど、私言いましたように、町長以下、町当局の行政にあたる姿勢が問われているという言い方をしましたけれども、いまの町長のお話でも、厚生部長のお話でも、医師会のご意見を伺うという言い方をするんですが、なぜ、町としてはこう考えているのでご協力くださいという言

い方ができないんですか。

行政というのは、そういうものでしょう。他人から言われれば仕方ないから従うなんていうことで、場合によってはそういうこともあるんでしょうけれども、行政の担当者、責任者というのは、町民の命や健康に関わる大事なことなんで、医療機関のみなさん、ぜひ、町としてはこう考えているんだけど、こうしていただけませんかという姿勢で臨んで、いや、そうは言っても私たちは協力できませんということだってあり得るんだけど、まず、問いかけるときの姿勢として、私は行政としてこうしたいということが先行しなければ、意見なんか、前向きな意見なんて期待できないでしょう。

そういう姿勢が行政の側から示されれば、そうですか、あまり、無理なことなんだけれども、じゃあやりくりして協力しましょうかということになる可能性は多分にあると思うんですね。他所でやってるわけですし、紹介されたように隣の半田で始めるというわけですから、それは医師会としても、協力やぶさかではないという返事が返ってくるのを、私自身も期待しております。

そういうこちらの姿勢を示して、協力を求めるという姿勢を示していただきたいと思いますが、それは5番目のヒブワクチン等の接種も同じことですので、併せて考えを聞かせて下さい。

田中敏春副町長答弁：私ども行政の責任者として、町民から負託を受けた町長、当然に考えは持っております。それは、先ほどの小寺議員のところにもありましたが、いわゆるそのワークショップ的な考えでゼロからということも否定はしませんが、当然に私ども一定の考えを持ち、それをみなさま方にご理解いただく。ただ、その考えがおかしいぞということがあればご指摘をいただき修正もする、当然なことでもあります。

今回の話でありまして、当然私どもとしては、一定の考えを持っておるわけですが、生身の人間、相手のあることです。どういう形で出していくことが、ご理解をいただけるのか。あるいは、お考えがあらうかと思えます。そういった意味です、医師会についても、ご意見、お考えを伺う中で、私どもの思い等々もお願いしていく。基本的に、やっぱりみんなが安全・安心、先ほど私は安寧と3Aを言いましたが、そこです。個別のところですね、いろんな手法がある。変な例えかも知れませんが、ちょっとお父さん、最近・・・(梶田註：そんなたとえ話は必要ないと答弁を遮る。)

梶田稔議員質問：限られた時間でのやりとりですから、余計な話しは結構です。

結局ね、行政評価という話しが本議会でもいろいろありますけれども、そういう姿勢そのものが評価の対象になっているわけですから、心して行政運営に当たってほしいということをつけ加えておきます。

国や県の動向を見ながら、近隣の市町の動向を見ながらというのは口癖になってみえるわけですが、それ自身を否定するつもりはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、武豊町の、よく議論になりますけれども、財政力等からみて、率先垂範の姿勢で臨んではいかがですかと、今回のこの問題でも、私は強調して、声を大にして強調しておきた

いというふうに思います。

後のこともあるものですから言っておきたいんですが、2番目の農地の保全の問題等ですけども、幸いにして武豊町内ではあまり極端な姿が見られませんけれども、それこそ近隣市町では、これは少しひどいというのを目の当たりにする場面がままあります。

それで、1点だけ確認をしたいんですが、3点目の農地のかさ上げで適切に指導するというわけですが、その適切な指導という場合のかさ上げのレベルは、どの程度を目安にして指導をしておられますか。

石川幹夫産業課長答弁：かさ上げが何cmで、何mまでいいかという基準は、農地法また県の指針にも謳ってございません。

ただ、現状と言いますか、現地を見まして、時には農業委員さん、また農業委員会事務局、地権者は当然のことですが、時には地元の区長さんにも立ち会っていただいて、一般的には道路並み、中には道路より若干高く、また、排水の関係で若干低くということを目安に指導と言いますか、話し合い、お願いをしております。

以上です。

梶田稔議員質問：時々見られるのは、50cmも1mも道路面よりも立ち上がっているという姿を目にするものですから、ちょっと気になってお尋ねしたんですが、ぜひ、せめて道路レベルぐらいを限度にして話し合い、あるいは指導をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

あと時間がありませんから、3点目の公契約条例、部長は、現段階では法律の改正、制定を待って、条例としては制定する意思はないというお話ですが、例えば、八王子市が「いきいき産業基本条例」、帯広市は「帯広市中小企業振興基本条例」、あるいは国分寺市が「国分寺市の調達に関する基本指針」というような指針とか基本方針だとかいう、条例とは銘打たない指導方針を策定しているんですが、条例という上位法との関係があるという部長のお話ですが、こういった指針とか要項、方針というようなものを策定する意思はありませんか。

大岩一政総務部長答弁：法的な問題と併せまして、私、先ほど、国の労働政策だという問題を申し上げました。基本的に、賃金の問題は最低賃金以上のレベルで労使合意によって民間の賃金を定めることは、私は当然だと思いますし、それが原則であります。

その中に、町の公共が関わる分のみ何らかの形で、これは条例でやろうと指針であろうと一緒にと思いますが、入っていくということは、全体の労働政策と申しますか、そうしたものにやはり違背する部分がどうしても出てこようかと思えます。

その点も併せ考慮いたしまして、いま先ほど、最初にご答弁を申し上げたところでございます。

梶田稔議員質問：もう、最後になりますか、確認と見解を伺っておきたいんですが、冒頭の質問での表現で、9月議会において財務規則ぎりぎりの予定価格60%で落札した実例が

あったということ、これはみなさん判りきってることですけれども指摘しました。

そういう点では、私は60%というのはいかにも低い、あるいは低すぎるという印象を持っているんですが、財務規則に規定されている最低価格を60%ないし80%に設定するという部分の改正について、それを例えば70%なり80%というふうに、私は設定すべきだというふうに思います。

これは、質を確保する上でも、あるいは下請けに対する指し値などへの影響や働く労働者の労働条件に対する影響を考えたときに、予定価格60%というのは、いかにも低すぎると思いますけれども、その辺の改正の意思について見解をお聞かせて下さい。

大岩一政総務部長答弁：私ども、高ければ高止まりと言われますし、低ければ低すぎると言われて、大変苦慮するわけではありますが、財務規則の60から80という範囲は、この範囲の中で定めるということでございますので、これ自体はいま直ちに变えることは考えておりません。

ただ仰る側面というのは、確かにあると思います。本当に、60という最低制限での履行を確保するということが、監督する立場として大変でございますので、いま制限価格のありかたについては検討しておりますので、また結論が出ましたら議員のみなさんにもお知らせをさせていただきたいと思っております。

以 上